

令和6年 6月 5日

審査結果報告書

真岡市議会議長 様

真岡市政治倫理委員会

委員長 鶴見 和弘

【公印省略】

令和6年3月21日に提出された審査請求事案について、当委員会では審査した結果を、真岡市政治倫理条例第10条の規定により、次のとおり報告します。

1 調査請求内容

事案① 労働基準法違反の疑いで書類送検された

事案② 個人を誹謗中傷したビラを全戸配布した

事案③ 介護報酬不正受給の疑いを持たれた

以上3つの事案が、真岡市政治倫理条例（以下、「条例」という。）第3条の倫理基準に違反した疑いがある。

該当条項 条例第3条第6号

市長等及び議員の品位と名誉を害し、市民の信頼を著しく損なう行為をしないこと

2 審査結果

（1）倫理基準違反の認定

事案①の労働基準法違反の疑いで書類送検されたことについては、結果が確定していないので書類送検

の行方についての論評はできない。しかしながら、新聞等でも報じられているとおり、このような違反での書類送検は県内初となっている。また、参考人からの意見において、職場での職員に対しての一方的、高圧的な多くの言動があり、その他にも自分の意に沿わない職員に対する給与等の減額を行うなど、パワハラを指導、改善要請をしていくよう、より注意を払うべき議員の立場として、看過できないことである。

事案②の個人を誹謗中傷したビラを全戸配布したことについては、元職員が虚偽の事実を述べる者であるかのような印象を抱かせるものであり、社会的評価を低下させるものと言えるので名誉棄損に該当すると考える。元職員の私生活に関する情報も記載されており、プライバシー侵害にも該当し得る。また「発行市議佐々木重信」との記載があることから、読者である一般市民からは、一定の信頼性を有する媒体による表現と受け取られる可能性もあり、名誉棄損の損害の程度も大きいと言わざるを得ない。市内の全戸に配布すること、議員の立場で、再び仕事に就こうとする者に精神的苦痛を与えた行為は「議員の品位と名誉を害する」と言うほかはなく、市民の信頼を著しく損なうものである。市民の暮らしを守るために奔走すべき立場にある議員が、一般市民を貶める言動を行ったことは極めて遺憾である。

事案③の介護報酬不正受給の疑いを持たれたことについては、執行機関の監視という役割を果たすべき議員として、市に過剰な支出を発生させないよう、より注意を払うべき立場でありながら、不正な運営を是正すべきという施設長の進言を一蹴し、自身の独自の見解に基づき介護報酬を請求し、市に過大な支出をさせたことは、議員の品位と名誉を害し、市民の信頼を著しく損なう行為と考えられる。

以上により、事案①から③については条例第 3 条第 6 号の倫理基準に違反しており、議員の品位と名誉を害し、市民の信頼を著しく損なう行為であると認定する。

(2) 必要と認める措置の決定

以上により、真岡市政治倫理委員会は、条例第 9 条 4 号に基づき、必要と認める措置を決定した。今回の事案は、佐々木重信議員だけへの信用失墜ではなく、真岡市議会そして他の市議会議員への市民の信頼を大きく揺るがすものである。佐々木重信議員には、その責任を重く受け止めていただきたい。そのため、措置の内容については、「議員辞職勧告」を求めるべきと決定したものである。